

大口定期

（2023 年 7 月 3 日現在）

1. 商品名（愛称）	自由金利型定期預金（大口定期）
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 期間	定型方式 1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 満期日指定方式 1 ヶ月超 5 年未満 ※ 定型方式の場合は、お預け入れ時のお申し出により自動継続（元金継続・元利金継続）のお取り扱いができます。
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	一括してお預け入れいただきます。 1,000 万円以上 1 円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	固定金利 お預け入れ時もしくは自動継続時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・お預け入れ期間 2 年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・お預け入れ期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、お預け入れ日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第 3 位以下切り捨て）により計算します。 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。
7. 税金	個人のお客さま…20%（国税 15%、地方税 5%） （ただしマル優ご利用の場合は除きます） 法人のお客さま…15%（国税 15%） ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人のお客さまで自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率）。 ・お預け入れ期間 2 年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。 ・個人のお客さまの場合、マル優のお取り扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別に定める「定期預金の中途解約一覧」のお預け入れ期間に応じた期限前解約利率およびお預け入れ日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード、窓口、ホームページでご確認ください。

次頁へ続きます

12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9 時～17 時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）